平成 25 年 7 月 12 日

各　　位

東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長　岡本　晴彦
（コード番号：3387　東証マザーズ）
問い合わせ先　専務取締役　川井　潤
電話　03-5488-8001（代表）

自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 12 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該自己株式の処分により、当社の親会社及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、あわせてお知らせいたします。

なお、当社は株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所本則市場への上場市場の変更を申請しております。

しかしながら、当社の申請が株式会社東京証券取引所より承認を受けられない等、何らかの理由により、当社株式の上場市場が変更されない場合があります。

【本自己株式の処分及び株式売出しの目的】

当社グループは、洋食・中華・和食等のレストラン、クレープ・ラーメン・パスタ等のフードコートを主に自社にて業態開発し、全て直営方式にて運営しております。当社グループは店舗展開の基本方針として、「マルチブランド・マルチロケーション戦略」を掲げ、「その時々のお客様のニーズにあった多様なレストラン（ブランド）を創造（クリエイト）し、これを多様な立地（ロケーション）で展開することで、より多くのお客様に満足して頂くこと」を目指しております。具体的には、ショッピングセンター、駅ビル、百貨店、その他大型商業施設及び繁華街等の集客立地への出店を基本として、それぞれの立地特性及び顧客層のニーズにあわせた様々な業態を開発・展開し、「マルチブランド・マルチロケーション戦略」を推進しております。

わが国経済は、欧州財政問題や、新興国の経済停滞等の影響が懸念される一方で、新政権主導による金融政策や経済対策等により、景気回復の期待感が高まり、明るい兆しが見えてまいりました。

外食産業におきましては、低価格販売競争の継続や円安の進行に伴う原材料価格高騰が懸念される等、厳しい経営環境が続いておりますが、一部で個人消費の緩やかな増加が見られました。

こうした環境の中、当社グループは、効率的な人員配置を踏み込んで実施するとともに、ブランド事業部体制によるブランド力の強化に注力し、既存店舗の店舗力向上に努めてまいりました。また、優良案件に絞り込んだ出店や商況の変化に合わせた業態変更及び撤退等の迅速な判断を行い、収益力の向上に取り組んでまいりました。

また、平成 25 年４月 30 日付及び平成 25 年６月 30 日付にて、ＳＦＰダイニング株式会社並びに株式会社イートウォーク、株式会社イートウォークＷＥＳＴ及び有限会社ＥＷＣの株式取得を行い、今後、グループ経営の推進とこれまで蓄積してきたノウハウ・新しい立地への進出・ブランド力の更なる強化を絡めることで、マルチブランド・マルチロケーション戦略を更に進化させていく所存です。

今般の自己株式の処分の実施により、当社グループの新規出店のための設備投資資金を確保し、持続的な成長の実現を目指すとともに、上記の株式取得等に伴い増加した金融機関からの短期借入金の返済を通じて財務体質の一層の強化を図り、強固な経営基盤の確立を目指してまいります。また、同時に、株式売出しの実施により、当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を図り、株式会社東京証券取引所本則市場への上場市場の変更の形式要件を充足することも目的としております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

Ⅰ.自己株式の処分及び株式売出し

１．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	普通株式　1,239,000株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年７月23日（火）から平成25年７月26日（金）までの間のいずれかの日（以下、「処分価格等決定日」という。）に決定する。
（３）	募集方法	一般募集とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及びいちよし証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
（４）	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（５）	申込期間	処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。
（６）	払込期日	平成25年７月30日（火）から平成25年８月２日（金）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の５営業日後の日とする。
（７）	申込株数単位	100株

（８）　払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

（９）　前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	普通株式	508,500株
（２）	売出人及び売出株式数	後藤　仁史	458,500株
		岡本　晴彦	50,000株
（３）	売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一の金額とする。）	
（４）	売出方法	売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。	

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（５） 申　込　期　間　　一般募集における申込期間と同一とする。
（６） 受　渡　期　日　　一般募集における払込期日の翌営業日とする。
（７） 申込株数単位　　100株
（８） 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
（９） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１） 売出株式の種類及び数　　普通株式　261,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で処分価格等決定日に決定する。
（２） 売出人　　大和証券株式会社
（３） 売出価格　　未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
（４） 売出方法　　大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、261,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
（５） 申　込　期　間　　引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
（６） 受　渡　期　日　　引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
（７） 申込株数単位　　100株
（８） 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
（９） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

４．第三者割当による自己株式の処分（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１） 募集株式の種類及び数　　普通株式　261,000株
（２） 払込金額の決定方法　　処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
（３） 割当先　　大和証券株式会社
（４） 申　込　期　日　　平成25年８月27日（火）
（５） 払　込　期　日　　平成25年８月28日（水）
（６） 申込株数単位　　100株
（７） 上記（４）記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を取り止める。
（８） 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
（９） 前記各号については、本自己株式の処分の払込金額の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、261,000 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成 25 年７月 12 日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式 261,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を平成 25 年８月 28 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 25 年８月 23 日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

２．今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1)	現在の自己株式数	1,500,055 株	（平成 25 年７月 12 日現在）
(2)	一般募集による処分株式数	1,239,000 株	
(3)	一般募集後の自己株式数	261,055 株	
(4)	第三者割当による処分株式数	261,000 株	（注）
(5)	第三者割当後の自己株式数	55 株	（注）

（注）上記(4)及び(5)は前記＜ご参考＞１．に記載のとおり変更する可能性があります。

３．調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 4,620,180,000円について、1,194,207,000円を平成26年２月末までに新規出店のための設備投資資金に充当し、2,600,000,000円を平成26年２月末までに金融機関からの短期借入金の返済資金に、残額が生じた場合は平成27年２月末までに金融機関からの長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

当社は、金融機関からの短期借入金で調達した資金の一部を平成25年４月30日付及び平成25年６月30日付でＳＦＰダイニング株式会社並びに株式会社イートウォーク、株式会社イートウォークＷＥＳＴ及び有限会社ＥＷＣの株式取得資金の一部に充当しております。今般の調達資金のう

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ち2,600,000,000円は、当該株式取得等に伴い増加した短期借入金の返済資金の一部に充当するものです。

なお、当社グループの設備計画の内容については平成25年７月12日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成25年５月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	地域	店舗形態	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力(席)
					総額	既支払額				
提出会社	関東	レストラン	Dessert Collection 渋谷 (東京都渋谷区)	店舗	65,195	9,699	借入金・自己資金及び自己株式の処分資金	平成25年７月	平成25年９月	103
		フードコート	ﾄｽｻﾗﾀﾞ&ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ業態 (千葉県千葉市美浜区)	店舗	18,951	－	自己株式の処分資金	平成25年10月	平成25年12月	－
		レストラン	パスタ業態 (千葉県千葉市美浜区)	店舗	48,249	－	自己株式の処分資金	平成25年10月	平成25年12月	79
		レストラン	ベーカリーカフェ業態 (千葉県千葉市美浜区)	店舗	74,772	－	自己株式の処分資金	平成25年10月	平成25年12月	84
		レストラン	南翔饅頭店 (千葉県船橋市)	店舗	77,260	－	自己株式の処分資金	平成25年９月	平成25年11月	90
	中部	フードコート	デザート業態 (三重県東員町)	店舗	19,407	－	自己株式の処分資金	平成25年９月	平成25年11月	－
		レストラン	総合バイキング業態 (三重県東員町)	店舗	69,905	－	自己株式の処分資金	平成25年９月	平成25年11月	120
	関西	レストラン	旬菜しゃぶ重大阪ドームシティ (大阪府大阪市西区)	店舗	47,012	525	借入金・自己資金及び自己株式の処分資金	平成25年４月	平成25年６月	84
	未定	レストラン又はフードコート	未定	店舗	783,680	－	自己株式の処分資金	平成25年８月	平成26年２月	未定
海外子会社	シンガポール	レストラン	しゃぶ菜 (OrchardRD)	店舗	61,295	－	借入金・自己資金	平成25年３月	平成25年５月	155
		レストラン	一二味 (RafflesBlvd)	店舗	44,096	10,719	借入金・自己資金	平成25年４月	平成25年６月	70
		レストラン	はまのや(炉端) (RaffleBlvd)	店舗	45,936	10,522	借入金・自己資金	平成25年４月	平成25年６月	69
		レストラン	ＮＹＧＫ (TemasekBlvd)	店舗	69,011	13,210	借入金・自己資金	平成25年６月	平成25年８月	125

（注）投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はございません。調達資金を上記３．(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長につながるものと考えております。

４．株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案、連結配当性向30％程度を目安として安定的な配当を行うことを基本方針としております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、新規出店投資、人材育成及び内部管理体制強化のための設備投資等の原資とし、企業価値向上に努めてまいります。

(4) 過去３決算期間の配当状況等

	平成23年２月期	平成24年２月期	平成25年２月期
１株当たり連結当期純利益	67.74円	85.84円	107.43円
１株当たり年間配当金 （うち１株当たり中間配当金）	22.00円 （－円）	25.00円 （－円）	48.00円 （－円）
実績連結配当性向	32.5%	29.1%	44.7%
自己資本連結当期純利益率	21.5%	23.3%	26.7%
連結純資産配当率	7.0%	6.8%	11.8%

（注）1. １株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 当社は、平成24年９月５日付でその他の関係会社であった三菱商事株式会社が所有する当社株式のすべて（6,290,000株）を自己株式の公開買付けにより取得し、平成24年９月28日付で自己株式4,790,094株を消却しております。

５．その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年２月期	平成24年２月期	平成25年２月期	平成26年２月期
始値	452円	530円	508円	1,805円
高値	616円	596円	2,440円	3,665円
安値	380円	355円	491円	1,800円
終値	530円	514円	1,802円	3,345円
株価収益率	7.8倍	6.0倍	16.8倍	－倍

（注）1. 平成26年２月期の株価については平成25年７月11日現在で表示しています。
2. 株価は株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものです。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成26年２月期については未確定のため表示していません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である岡本晴彦及び当社株主である株式会社後藤国際商業研究所は、大和証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当による自己株式の処分及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

Ⅱ．親会社及びその他の関係会社の異動

１．異動が生じる経緯

前記「Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し　１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の自己株式の処分により、株式会社後藤国際商業研究所が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することが見込まれるものであります。

２．親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

①	名称	株式会社後藤国際商業研究所			
②	所在地	東京都港区新橋三丁目10番20号			
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　後藤　仁史			
④	主な事業内容	株式、社債等有価証券の取得、保有、売買他			
⑤	資本金	１百万円			
⑥	設立年月日	平成20年８月５日			
⑦	株主資本	345百万円			
⑧	総資産	1,069百万円			
⑨	大株主及び持株比率	株主名	株式の種類	持株数	持株比率
		後藤　仁史	普通株式	1	0.1%
		後藤　里奈	無議決権株式	999	99.9%
⑩	上場会社と当該株主の関係	代表取締役である後藤仁史が、上場会社の代表取締役会長を兼任。			

３．異動前後における議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成25年２月28日現在)	親会社	49,070個 (4,907,000株)	54.38%	第１位
異動後	その他の関係会社	49,070個 (4,907,000株)	47.82%	第１位

（注）1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、当社が平成25年５月30日に提出した有価証券報告書に記載された平成25年２月28日現在の総株主の議決権の数である90,232個を基準として算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、上記の総株主の議決権の数（90,232個）に、前記「Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し　１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の自己株式の処分により増加する議決権の数12,390個を加えた102,622個を基準として算出しております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

４．異動予定年月日

前記「Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し　１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の自己株式の処分における払込期日（処分価格等決定日の５営業日後の日）

５．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、株式会社後藤国際商業研究所は当社のその他の関係会社に該当し、引き続き開示対象となります。

６．今後の見通し

当該親会社及びその他の関係会社の異動による当社の今期（平成26年２月期）連結業績に与える影響はありません。

以　上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。